

令和3年 第12回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月23日（木）午後2時30分から午後3時47分まで

2. 開催場所 佐野市役所 1階 市民活動スペースA・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大舘 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (1人)

委員	8番	新井 勉
----	----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年第12回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号8番 新井 勉委員の1名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は16名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和3年第12回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号3番 立川久恵委員、議席番号15番 澁江修身委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第6号までであります。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条643番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、田植機、耕運機を各1台、トラクター2台、軽トラック、コンバインを各1台所有しております。主な経営作物は、米及び野菜類です。農作業従事人数は2人、従事日数は250日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。

3条644番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距離は0.5km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。主な経営作物は、いちごです。農作業従事人数は2人、従事日数は515日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積

は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条6 4 5番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.05km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバインを各2台、田植機、乾燥機を各1台所有しております。主な経営作物は、米及び野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条6 4 6番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.05km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバインを各2台、田植機、乾燥機を各1台所有しております。主な経営作物は、米及び野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条6 4 7番 契約内容は、使用貸借権の設定2年です。申請地までの距離は1.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台、管理機1台、草刈機2台を所有しております。主な経営作物は、野菜類及び果樹類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条648番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距離は0.1km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台、管理機1台、草刈機2台を所有しております。主な経営作物は、野菜類及び果樹類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条649番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。主な経営作物は、そば及び野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条651番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、小型管理機2台を所有しております。主な経営作物は、野菜類及びみかんとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は210日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条652番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距離は6.0km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しており、コンバイン1台、田植機1台をリースしております。主な経営作物は、米及び果樹類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は300日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積

は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条653番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は7.0km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。作付予定は、いちごとなっております。農作業従事人数は3人、従事日数は400日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号3条653番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条653番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

12月21日に、委員6名が出席して審査会を行いました。

3条653番の案件について報告します。本申請につきましては、所有権の移転2筆の申請になります。申請人は、以前より農業支援及び農業進出の実現を考えてこられ、この度、〇〇さんと知り合ったことを機に会社を設立しました。〇〇さんは、2年前まで約40年いちご栽培を主に営農されてきたものの、2年前に病気で倒れ中断していました。再度いちごの栽培を行いたいが、現状1人では出来かねていたことから申請人との出合いを機に農地所有適格法人の一員として再営農を目指しておられます。そのような経緯から、農地所有適格法人として新規就農したいという案件です。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、3名で農業経営をしていきます。作付計画としましては、既存の連棟ハウスを用いて、イチゴ栽培を行っていく予定となっております。販売先は、JA佐野に出荷予定です。また、審査会では営農計画について助言等行いました。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。審査会の結果については、報告のとおりであります。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(石川俊雄委員 挙手)

議席番号2番 石川俊雄委員、どうぞ。

2番
石川委員

3条653番についてですが、譲受人である新規法人について、登記は終わっているのでしょうか。

事務局

登記は終わっていて、登記簿の提出もあります。

2番
石川委員

わかりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条137番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種

農地」のため「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

4条138番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条870番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条871番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「既存の施設の敷地拡張」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条872番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条873番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条874番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種

農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条875番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和3年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地494番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地495番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地496番について報告いたします。

願出地の東と南は畑ですが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地497番について報告いたします。

願出地のうち1筆については東と北は田ですが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとお

(挙手全員)

り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、議案第4号は、願いのとお

り証明することに決定いたしました。次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の49番について、議席番号14番 川田恒夫委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田恒夫委員 退室15:42)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。49番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって49番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田恒夫委員 入室15:43)

続きまして、先に審議いたしました利用権設定関係の49番以外の案件、及び、所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の49番以外の案件、及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の49番以外の案件、及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました「農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和3年11月分）に対する回答について」をご覧ください。令和3年第11回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可証を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いた

しました。令和3年第12回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時47分閉会